平成２６年（フ）第１７５号
愛知県愛西市勝幡町八反田1506番地16
債務者　安田　和男
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０２号
名古屋市中川区春田２丁目32番地　春田荘Ｔ－５棟203号
債務者　成瀬　陽子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９号
松江市宍道町宍道1341番地
債務者　西尾　久夫
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０号
松江市宍道町宍道1341番地
債務者　西尾　玲子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１号
松江市竹矢町121番地８
債務者　原　　和彦
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９１号
名古屋市緑区大高台２丁目318番地　オークハウスＡ―101号
債務者　宮田　千絵
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２８０号
静岡県伊豆市土肥349番地の２
破産者　有限会社喜代治館
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第５３４号
北九州市門司区大里本町２丁目11番８号
破産者　有限会社浜や
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５４６号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3119番地
破産者　株式会社エルビーシステム
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７２８号
北九州市小倉南区大字新道寺495番地１
破産者　株式会社ニシキエコサービス
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１１号
鹿児島県鹿児島市金生町７番９号
破産者　株式会社友信商会
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２１号
鹿児島県志布志市志布志町志布志１丁目21番11号、前住所鹿児島県志布志市志布志町志布志１丁目29番６号
破産者　白岩　優毅
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２２５９号
札幌市南区澄川４条２丁目１番７号　ミウラビル２階
破産者　株式会社ソーワコーポレーション
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５１号
山形市上町５丁目５番27号
破産者　医療法人善光会
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８号
山形県東置賜郡川西町大字上小松3140番地
破産者　有限会社日昌堂薬品
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第５５９号
川崎市多摩区東生田１丁目10番３号―107
破産者　ツインライフ株式会社
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
新潟県加茂市大字下条丙194番地１
破産者　浅賀　大輔
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第１０８４号
名古屋市中村区名駅南１丁目７番２号
破産者　産業警備保障株式会社
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９８号
三重県四日市市大矢知町2587番地
破産者　伊藤　亨三
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３７５６号
大阪府寝屋川市成田東が丘14番１号
破産者　株式会社サントウ
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４１７号
大阪市西区阿波座１丁目３番18号
破産者　株式会社ＪＢＣ
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部